

市第67号議案

横浜市学校給食費の管理に関する条例の一部改正

横浜市学校給食費の管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年12月 4 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市学校給食費の管理に関する条例の一部を改正する
条例

横浜市学校給食費の管理に関する条例（平成22年12月横浜市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「次条において」を「以下」に改める。

第 5 条を次のように改める。

（学校給食費の額）

第 5 条 学校給食費の額は、学校給食を受ける各幼児等の保護者等につき、小学校、義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部にあつては年額50,600円を、中学校及び義務教育学校の後期課程にあつては日額 330 円を、特別支援学校の幼稚部、中学部及び高等部にあつては年額62,700円をそれぞれ超えない範囲内において規則で定める額とする。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

中学校及び義務教育学校の後期課程における学校給食の実施に伴

い、学校給食費の額を定める等のため、横浜市学校給食費の管理に関する条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市学校給食費の管理に関する条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（学校給食の実施）

第 3 条 市は、市の設置する学校のうち規則で定める学校において、学校給食（法第 3 条第 1 項及び特別支援学校給食法第 2 条に規定する学校給食をいう。以下同じ。）を実施するものとする。

（学校給食費の額）

（学校給食費の額）

第 5 条 学校給食費の額は、学校給食を受ける各幼児等の保護者等につき、小学校、義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小
受ける各幼児等の保護者等につき年額 50,600 円（学校教育法に規
定する特別支援学校の中学部にあつては、年額 62,700 円）を、特
別課程にあつては日額 330 円を、特別支援学校の幼稚部、中学部及
別支援学校給食法第 2 条に規定する学校給食を受ける各幼児等の
び高等部にあつては年額 62,700 円をそれぞれ超えない範囲内にお
保護者等につき年額 62,700 円を超えない範囲内において規則で
定する額とする。
める額とする。